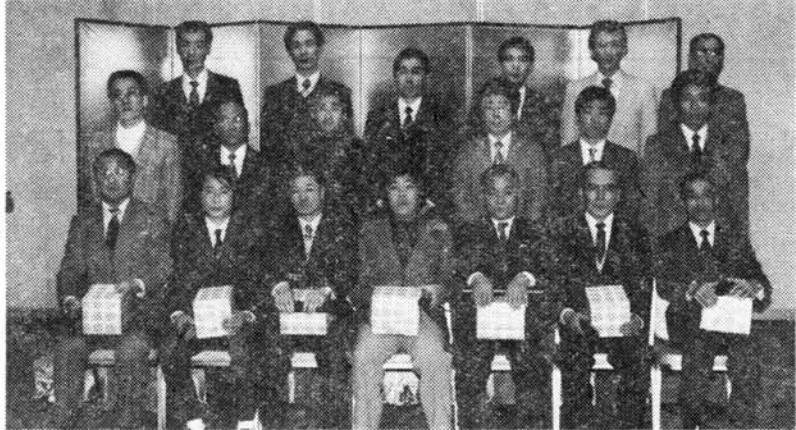


▲祝辞を述べる大東顧問

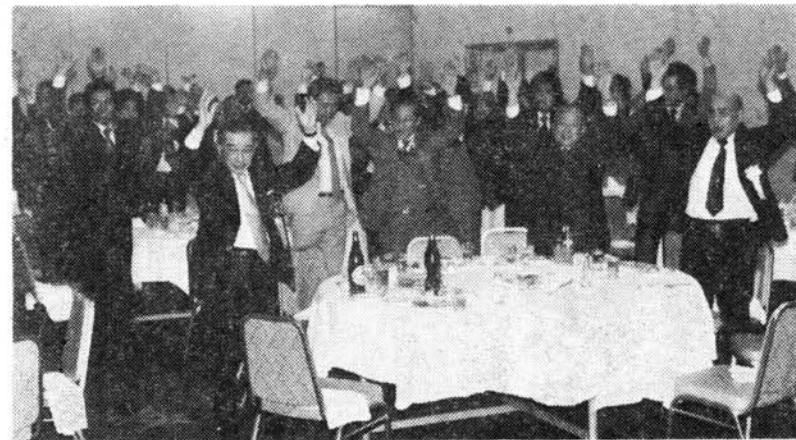


▲晴れの受彰者



56年度 賞詞交歓会
関西ダクト工業協同組合

▲あいさつする菅本理事長



▲万才三唱でお開き

盛大に賞詞交歓会

高まる連帯・自助の精神 業界向上へ決意新たに

恒例、昭和五十六年の賀詞交歓会は、去る一月十日、新阪急ホテルに於いて盛大に催されました。

同日は二階宴会場に午後四時半勢揃い、組合関係者のみで第一部を開会。

先ず菅本理事長の年頭挨拶（別掲）のあと、本年より制度化、各社より推薦された勤続、功労者の第一回表彰に移り、二十四名の方が居並ぶ全社長方の祝福のうちに栄えの受彰に輝いた。

このあと、顧問に就任された大阪府議会議員大東吾一先生のご紹介、ご挨拶があり、同氏から受彰者への祝いと励ましの言葉を頂き小憩のあと、第二部は多勢のご来賓、ご参列者を加えて総勢八十名余の大祝賀パーティーを華やかに展開。

私達を取り巻く環境は依然厳しく、見通しも混沌波乱が予測されるだけに、否それだからこそ、連帯と自助、団結と決意の表れとして、オルガン伴奏に合わせ、た自慢の喉の競演に宴は最高潮、午後八時前、予定通り万才三唱で今年のスタートを有意義に飾りました。

末筆ながら、当日の後記ご臨席者に対し謝意を表します。

大阪府議大東吾一顧問・大阪府中小企業団体中央会・大阪空調衛生工業協会・近畿ダクト工業協会・日本鉄板鋼・月星商事・朝興

- 晴れの第一回受彰者名**
- (順不同、敬称略)
- 尾家 英吾・井上須賀夫
 - 塩満 忠志・小原 宗晴
 - 水谷 邦英・三輪 新市
 - 松本 薫・植草 栄二
 - 松田 節子・太田 昌治
 - 柴田 和美・西浦 富
 - 佐藤 正芳・中島 正一
 - 斉藤 幸雄・山口 五郎
 - 清水 歳雄・田中 佳知
 - 牧 良和・江口 隆喜
 - 村岡 博幸・林田 育憲
 - 上条 孝二・門野 勉

財政再建の元年と言われ、増税は一兆四千億円、歳出は緊縮一兆に公共事業は前年並みのダブルパンチの正月です。列島が寒波と豪雪に震え上がったのも当然かも知れません。幸い組合は、困苦のたびに却って結束を強め、その展を祈念申し上げて年頭の教訓を活かして基盤を確立ご挨拶と致します。

皆様、謹んで新年のお慶びを申し上げます。本夕の賀詞交歓会に際しましては、多勢のご来賓、ご関係者のご臨席を賜り心から御礼申し上げます。

当組合も創立六周年の年明けを迎えました。これほどに各々の変わらぬご指導、ご支授の賜と重ねて厚礼申し上げます次第であり、私達中小の設備工業業界では余程の厳しい見識を以て臨まねば、この正念場を乗り越えるのは容易なことではないと存じます。

どうか組合員の皆様、今年こそ連帯と自助の組合精神の下に結集しようではありませんか。ご健康とご発展を祈念申し上げて年頭の教訓を活かして基盤を確立ご挨拶と致します。



結束を強め前進を

理事長 菅本 博

皆様、謹んで新年のお慶びを申し上げます。本夕の賀詞交歓会に際しましては、多勢のご来賓、ご関係者のご臨席を賜り心から御礼申し上げます。

当組合も創立六周年の年明けを迎えました。これほどに各々の変わらぬご指導、ご支授の賜と重ねて厚礼申し上げます次第であり、私達中小の設備工業業界では余程の厳しい見識を以て臨まねば、この正念場を乗り越えるのは容易なことではないと存じます。

どうか組合員の皆様、今年こそ連帯と自助の組合精神の下に結集しようではありませんか。ご健康とご発展を祈念申し上げて年頭の教訓を活かして基盤を確立ご挨拶と致します。



発行所
関西ダクト工業協同組合
大阪市 北区神山町 9番
16号 (山名ビル)
電話 (312) 0468・5508番



関西ダクト工業協同組合・組合員

(50音順)

- | | | |
|----------------|----------|---------------|
| 大阪府 | 栄和工業 (株) | 〇七二〇(84) 五五六三 |
| | 小川鋳金工作所 | 〇七二〇(26) 二八〇一 |
| | 大島工業 (株) | 〇七二九(65) 〇八七一 |
| 関西設備工業 (株) | | 〇六(462) 六一六一 |
| 三輝工業 (株) | | 〇六(322) 五四四一 |
| サンコー工業 (株) | | 〇六(902) 二四九二 |
| 三和製作所 | | 〇六(729) 七〇九九 |
| 信和温調 (株) | | 〇六(962) 二五二三 |
| 新和温調 (株) | | 〇六(682) 二一三六 |
| 新光設備工業 (株) | | 〇六(709) 八八八一 |
| 大都工業 (株) | | 〇六(922) 三六二六 |
| 竹本設備 (株) | | 〇六(863) 三三二九 |
| 土井池設備工業 (株) | | 〇七二〇(84) 二八二一 |
| 花松設備工業 (株) | | 〇七二九(98) 七九三五 |
| 平本鋳金工業所 | | 〇六(972) 八四四〇 |
| 三好板金工作所 | | 〇六(329) 四七四五 |
| 淀川空調 (株) | | 〇六(473) 〇二〇〇 |
| 兵庫 庫 県 | | |
| 大阪マイクログラクト (株) | | 〇七二七(84) 三一三八 |
| 内外熱学工業所 | | 〇七八(576) 二七五三 |
| 旬畑中鋳金工作所 | | 〇七八(441) 四三四一 |
| 牧鋳金工作所 | | 〇六(333) 五五四一 |
| ヤブサ工業 (株) | | 〇六(401) 五六七一 |
| 京都府 | | |
| 桃陽鋳金 | | 〇七五(601) 一三五五 |
| 橋本ダクト工作所 | | 〇七七四(22) 〇二四四 |
| マツダ工機 (株) | | 〇七五(981) 八二五九 |
| 森本鋳金工業所 | | 〇七七四(21) 二三〇一 |
| 奈良 県 | | |
| 東伸工業 (株) | | 〇七四五(72) 四六二九 |

専門設備業者の地位向上

(社)日本空調衛生工業協会 会長 山本 秀夫

関係団体長の年頭所感

したが、この一年を通じて、世界を覆う異常気象、イラン・イラク戦争、はてはイタリア南部の大地震という暗いニュースに暮れた年でもありました。わが空調衛生工業界にとっても、薄明の中を歩いていくような、そのうち明るくなるだろうと思いつつ歩き続けた一年でした。

わが日本空調衛生工業界も、皆様のご支援のもと四十三年度の幕を開けるわけでありましたが、今年も業界の懸案の解決に向けて、一歩一歩着実に歩みを進めて行きたいと思っております。年頭に当たり、以下に若干の抱負を申し述べ、各位のご協力をお願いする次第であります。

まず第一は、建築設備技術者の資格法制化の実現であります。私どもが永年にわたって取り組んでまいりましたこの問題も、最近ようやく建築関係十五団体で構成しております建築業務基準委員会が法制化についての合意が得られました。従って、建築士法の中にどう取り入れて行くかについては、今後建設省が考えてくれることと期待しております。私どもがこの念願に

向けての第一歩を踏み出した当時比し、まさに今昔の感があります。そういった事情も、この要望実現を大きく前進させる要因になったかとは思いますが、何よりも関係各位の努力の賜物と敬意を表する次第であります。本年早々にも同委員会から建設省へ意見の提出が行なわれる運びになると思っております。今後の建設省の対応に期待し、さらにこの制度の早期実現のため、関係団体との連携を強化してまいりたいと存する次第であります。

第二に、専門工業業者の強化であります。建設産業の構造の中で専門工業業者が苦慮していることの一つは、対ゼネコンの問題であるかと思っております。ゼネコンは元請であるとの考えから、専門工業業者をすべて下請として考え扱ってきた傾向にあり、ゼネコンに対しては専門工業業者の立場を強く主張しにくかった実情でありました。ここにきて建設省当局がインシアチブをとり、「元請を含めて業界が一緒になって、業界の直面するいろいろな問題の解決を考えていく」ため専門工業業者の「生の声を

聞こう」と業者団体との定例懇談会を昨年九月から開いております。これは、かつては元請に対しては下請側としてタブーであったようなことも、これからは明らかにしやすいうちが得られたわけで、日本空調協会の機会を逃さず、大いにゼネコン対専門工業業者の関係改善の発言をしていく所存であります。

第三は、省エネルギーの問題であります。近年のエネルギー情勢は流動的かつ不安定のまま推移しており住宅および建築物の分野に

相互扶助の機能発揮へ

全国中小企業団体中央会会長 小山 省二

あけましておめでとうございませう。

昨年のわが国経済は、長期不況から脱しつつあるといわれながら、明確な景気回復感もありません。年の後半に至って景気が上がり出したは、企業倒産が多発し、建設省当局がインシアチブをとり、「元請を含めて業界が一緒になって、業界の直面するいろいろな問題の解決を考えていく」ため専門工業業者の「生の声を聞こう」と業者団体との定例懇談会を昨年九月から開いております。これは、かつては元請に対しては下請側としてタブーであったようなことも、これからは明らかにしやすいうちが得られたわけで、日本空調協会の機会を逃さず、大いにゼネコン対専門工業業者の関係改善の発言をしていく所存であります。

第四は、建設労働災害の防止であります。昭和五十四年の全産業における休業四日以上以上の死者数は三十四万一千人でありましたが、建設業におきましては三三・九%の十一万五千七百七十七人のうち千四百

おいて、長期的視野にたつたエネルギー資源の有効利用の方策を講ずることは緊急の要務であります。当協会におきましては、「住宅・建築省エネルギー機構」の運営に積極的に参加し、同機構の各種委員会に会員を送り、建物省エネルギー基準、断熱基準などの検討に参画しております。

第四は、建設労働災害の防止であります。昭和五十四年の全産業における休業四日以上以上の死者数は三十四万一千人でありましたが、建設業におきましては三三・九%の十一万五千七百七十七人のうち千四百

の脱皮、真に企業の担い手となる後継者等人材の育成、省資源・省エネルギーに資する経営体制の確立、地域経済の発展と魅力ある地域づくりへの貢献、組合組織強化のための総点検運動の展開は、昨年の全国大会で中小企業自身の自主努力目標として決定したものであります。中小企業の皆様がこれらの目標に向かって努力され、力強く前進されることを期待します。

中央会としましては、組合が社会経済環境の変化に

大に、中東情勢の激変により不安定化する資源・エネルギー供給など、中小企業の経営環境は層層厳しいものになっております。

このような環境変化を乗り切る方途は、政府の適切な中小企業振興政策に求めらるるものもありますが、基本的には個々の企業での、また組合等協同の力による自主努力にあります。強靱な体質と個性に富んだ企業へ

昭和55年 10月12日

組合の歩み

10月

- 15日 組合通信第一〇四号発行
- 17日 常務会
- 20日 常務会
- 24日 共和設備工業(株)第一回債権者集会上で専務理事出席
- 27日 理事長他三名、津山市の担保不動産検分、譲渡担保として所有権を当組合に移転
- 30日 機関紙第二二二号発行
- 7日 金融審査会、常務会
- 15日 組合通信第一〇五号発行

11月

- 1日 常務会
- 2日 教厚委員会
- 5日 第三九回理事會
- 1日 倒産会社の債権回収について
- 2日 購買事業と与信状況について
- 3日 新年会及び第一回表彰について
- 4日 第二回下請問題講習会について
- 5日 上期収支と本年度の決算見直しについて
- 6日 新年以降のモデル事業について
- 10日 総金委員会
- 13日 第二回下請問題の協議会
- 15日 組合通信第一〇六号発行
- 20日 山中副理事長他二名大阪府消防局往訪
- 27日 日夕達購買事業について藤本産業来訪
- 専務理事、柳沢コンサルタントと打合わせ
- 30日 事務局本日から年末休業

生かそう建設業法

法令研究

建設業法は、私達建設業者のために制定された、業界憲法とも称されています。公布以来既に三十余年を経過しますが、意外なほど、これがいまだに親しまれず、なじまれていないことで残念と申すべきでしょう。

制定以来、我国の建設行政のすべてが、この基本法に根拠していることは当然のことです。この業界に生きるものとしては、もっと重視して、手近かなものにせねばならぬのではないのでしょうか。幸い当組

建設業法は、私達建設業者のために制定された、業界憲法とも称されています。公布以来既に三十余年を経過しますが、意外なほど、これがいまだに親しまれず、なじまれていないことで残念と申すべきでしょう。

制定以来、我国の建設行政のすべてが、この基本法に根拠していることは当然のことです。この業界に生きるものとしては、もっと重視して、手近かなものにせねばならぬのではないのでしょうか。幸い当組

建設業法は、私達建設業者のために制定された、業界憲法とも称されています。公布以来既に三十余年を経過しますが、意外なほど、これがいまだに親しまれず、なじまれていないことで残念と申すべきでしょう。

制定以来、我国の建設行政のすべてが、この基本法に根拠していることは当然のことです。この業界に生きるものとしては、もっと重視して、手近かなものにせねばならぬのではないのでしょうか。幸い当組

建設業法は、私達建設業者のために制定された、業界憲法とも称されています。公布以来既に三十余年を経過しますが、意外なほど、これがいまだに親しまれず、なじまれていないことで残念と申すべきでしょう。

制定以来、我国の建設行政のすべてが、この基本法に根拠していることは当然のことです。この業界に生きるものとしては、もっと重視して、手近かなものにせねばならぬのではないのでしょうか。幸い当組

関連営業品目 新日鉄コイル、3×6.4×8
日板ファブリ、フランジ
グラスウール、アルミホース

日本鉄板・積水化学 代理店
松下電工・大プラ

広田商事株式会社

本社 京都市南区上鳥羽北花名町29 TEL 075(681)2561

(加工センター TEL075(661)2311)

空調吹出口、スパイラルダクト、防煙ダンパ、排煙口
ダクト機械、機材総合商社

双和産業株式会社

本社 大阪市東淀川区下新庄町2丁目248の9
電話 大阪 (06)328-7286(代) 8234(代)
営業所 大阪・福岡・宮崎・富山・大分

特集 モデル事業

建設業法のあらまし

紛争処理制度の紹介



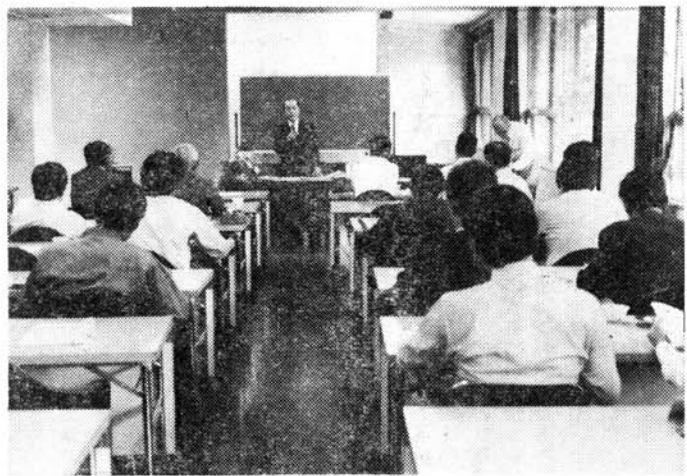
講師 岡 下

下請問題講習会での講演要旨

前号予告の通り下請問題講習会は昨年十月十七日及び十二月十三日の二回に分けて開催。先ず建設業法のあらましについて、大阪府建設部からお招きの講師からご指導をいただき、三十余名の受講者は多大の成果を得て有意義に終了しました。当日差支えのためやむなく欠席の方もありましたので、その講演を要約して以下にご覧に入れます。

請負契約は必ず書面 でキチンとすること

建設業全体の投資総額は戦後、増加の一途を辿り、二年前位からはGNPに占める比率は二割を超える迄に成長しています。当然の事ながら正規許可業者数も二十一年間に十四倍にふえ、そこに雇用される就業者は、全産業の一割一



熱心に聴講する講習会会場

助成金

活かそう あなたの
職場から

このようなとき、建設雇用改善モデル事業として、本組合が、その基本憲法とよばれる建設業法の研修を実施されることは誠に結構

企業の信用を左右する 「経営事項審査」

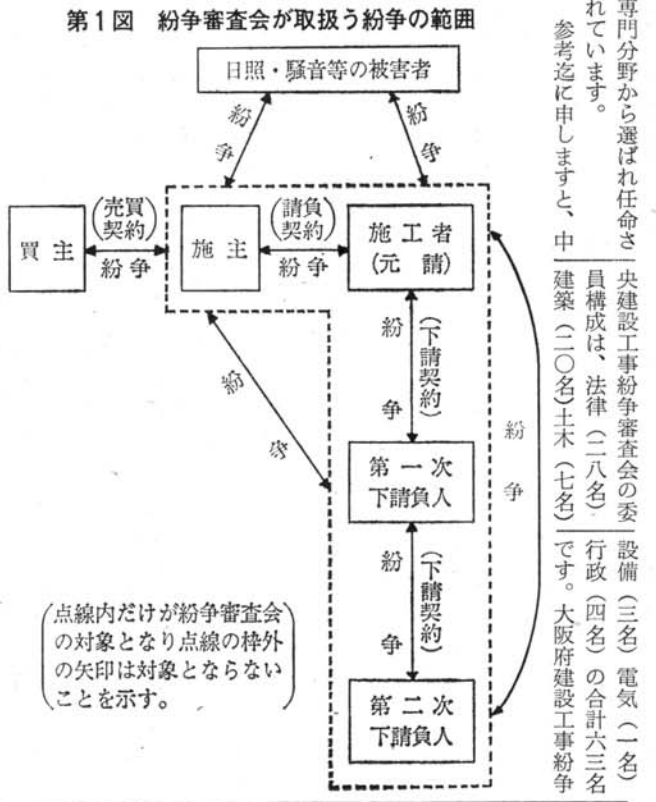
建設業法を大きく分けて許可と契約、元請・下請関係、紛争処理と施工確保、経費の六項目になります。凡そ契約は弱い自己の権

許可の基準は、現在は正のケースです。元請は勿論直に申し出て意図に簡単に入札の直前になって、実は期限切れになっていたりという下げるケースがあります。三年の期間はアツという間に経つものです。日々更新に注意下さい。一旦切れますと番号も変わります。この番号は若くは歴史の古さを表わすわけで、このことを知っている発注者などは、一応の信用評価の目安にしているはずです。

請負契約に限られる

認識しやすい紛争処理制度

さて最後になりましたが皆さん一番関心の深いと思われる建設業法に定める紛争処理の制度のあらましを（建設業振興十月号掲載の島田氏の解説を基に）説明します。もめごとは、凡そ人間が存在する限り尽きないもので、建設工事の請負においても例外たり得よう筈はありません。そして、その大小さまざまのトラブルを、すべて裁判所に持たせむこととなると、それだけで裁判所はパンク状態になりかねません。そこで国は建設工事をめぐる紛争に限っては、裁判所とは別に業法において行政庁に特別機関を設け、専一的にこの解決を図ろうとするのです。



これがいわゆる第三章の処理規定です。しかし業法制定以来三十余年を経過したに拘らず、なお一般的にはナジミ薄く、周知を欠くのは、大変残念なことに申すべきでしょう。以下順を追って、申しあげます。

本日も、繰返し、業法の趣旨を体して私は、契約の重要性、それも書面による客観性を強調申し上げたわけですが、さりとて、いざ文書にすることは簡単でないことも事実です。その中で行政は、このような標準、モデル約款例をわざわざ準備して、お困りの方の参考にしていただければ幸いです。本日お目についたのはその一例として、類似のものも他にもあります。

下請を使って仕事をする場合、人間尊重といいますが、人権の問題、即ち適正な形で発注し、合理的な形で支払いなさいと規定してあります。特定建設業者の下請指導と申すのは、労基法とか、建設業法等々も含めて、現場で守らなければならぬ法令をキチンと守らせなさい、若し守らぬ不心得な業者をみついたら府県庁へ通報する責務がある。賃金不払いにおける警告というのがあります。これはよく私の所へも相談が来ります。中間下請業者の倒産による請負代金の不払い

「トラブル防止に役立つ
『モデル約款例』」

何れも、業法の要求する精神や、最低条件を盛り込んだ理想的なもので、元請・下請双方にとって、活用されるべきである。活用されるべきである。活用されるべきである。活用されるべきである。

健康を うけて安心 湧く自信

も判り探してみたら、もはや、その方が所在が不明で元請会社でも証拠がないため、処理に困られるというケースがあります。まさに口頭契約の悪い見本です。これでは、いかにそれが事実であり、お気毒に思っても、無証拠では万事休すです。私共は取り立て屋ではないので、このような事例では手が出せません。ですから、せめてギリギリのことだけは、今後は励行しておかれるようにおすすしめします。即ち、

建設工事は、既に対等な立場での、自由な契約関係の尊重、第一主義が確定されていることは万人が認めるべきです。

建設工事は、既に対等な立場での、自由な契約関係の尊重、第一主義が確定されていることは万人が認めるべきです。

【B】どのような紛争を取扱うのか
取扱う紛争は、あく迄も建設工事の請負契約に関する紛争に限られています。具体的には、
○契約解除上の争い
○契約の実施に関する争い
とに大別され、例示として、
粗雑工事、工期遅延、中途放棄、代金不払いが大半となります。この範囲は案外間違われ易いので、念のため図示すると第1図のようになります。

審査会は、四〇名の先生が委員として委嘱をうけ活躍しています。

（一）指示された監督さんの名刺、それもなければ紙キレでよいから、事前に依頼された仕事の内容と日付を入れてお名前を自筆で書いて貰って、それを残しておくことです。

（二）依頼された仕事の内容と日付を入れてお名前を自筆で書いて貰って、それを残しておくことです。

（三）依頼された仕事の内容と日付を入れてお名前を自筆で書いて貰って、それを残しておくことです。

（四）依頼された仕事の内容と日付を入れてお名前を自筆で書いて貰って、それを残しておくことです。

不公正な取引方法について

——独禁法の認定基準のあらまし——



このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景



このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

このため公取委は一般の腰原講師と真剣に勉強に取り組み講習会風景

【前頁からのつづき】
【C】中央と地方審査会との管轄は、大臣許可同士の争い、大臣許可と、施工間或いは知事許可でも府県をまたがる業者間の争いは中央で、その他の場合は原則として、地方の審査会の管轄となります。
【D】裁判とはどう違うか、裁判は、手続きが民事訴訟法に依り、又その法的判断の公平性、妥当性、手続きの厳格性について社会一般の高い信頼と評価が確立されています。しかしそのために、否それ故にこそ、裁判にはいさか時間と費用がかかりすぎ、貧乏人には縁がなかったり、又緊急の救済には役立たぬとの非難や誤解のあることは残念ながら事実のようです。

【E】審査会の特色はなににか
（イ）簡易性
申請の手続きが至って簡単です。委員が積極的に直接問答形式で審理をすすめる、解決案を見付けます。
（ロ）迅速性
一回に四時間位も集中的に行い、一ヶ月間隔で精力的に開きます。
（ハ）専門性
技術の専門家が直接、審理に加わり、機敏に争点の核心に立ち入り、真実の探究に努める柔軟性がある。
（ニ）低廉性
手数料は、裁判費用に比して遙かに安い。

（ホ）非公開性
原則的に非公開の審理であるため、当事者は委員を信頼して、ありのままを他者に知られず自由に答弁、主張できる。
（ハ）公平
裁判においては普通、法律の不知は救済されず、その人は不利益を負うので、やむを得ず弁護士に代理して貰うことが多いが、審査会では、実質的に妥当と思われる解決を公平の名のもとに進めるから、誰でも安心・納得して参加できます。
【F】あっせん、調停、仲裁の区別
第2図を参照してください。

（ハ）公平
裁判においては普通、法律の不知は救済されず、その人は不利益を負うので、やむを得ず弁護士に代理して貰うことが多いが、審査会では、実質的に妥当と思われる解決を公平の名のもとに進めるから、誰でも安心・納得して参加できます。
【F】あっせん、調停、仲裁の区別
第2図を参照してください。

第2図 あっせん、調停、仲裁の相違点

区分	あっせん	調停	仲裁
解決方法	担当委員が対立する当事者に話し合いの機会を与え、双方の主張の要点を確かめ事件が解決するように努める	担当委員が当事者の意見を聞き、場合によっては調停案を作るなどして解決を図る	担当委員が当事者の意見を聞き合意成立の見込みがない場合は仲裁判断書を作る。合意に達した場合は強制力のない和解調書を作る場合と、合意事項に確定判決と同一の効力を付与するため仲裁判断の内容とする場合がある
委員数	1人	3人	3人
委員構成	事件の内容により法律系委員又は技術系委員	運用上1人は法律系委員、他は技術、又は法律系委員の中から適宜	少くとも1人は法律系委員、他は技術又は法律系委員
委員の指定	審査会々長が行う	左に同じ	両当事者が合意して選定。選定されなければ会長が行う
罰則	なし	あり	なし
裁判を受ける権利	なくならない	なくならない	なくなる。但し当事者が合意した場合は裁判も可
強制執行力	なし	なし	執行判決を得れば仲裁判断による強制執行も可能

を想定して一決して望まぬこととして、将来のトラブル発生の際の処理事項を、予め双務契約に折込

の知恵が生み出した産物だそうである。又、先人は世間に争いがあるのは、社会が健全であり進歩しつつある証明だと申していますが、少くとも、常に問題意識を失わず、より正しく、より良くしようとする変化を目指して努力することは人類にとって決して不幸なことではないと確信致しております。以上、二回に亘る会合で皆さんと共に建設業法を概観致したわけですが、時間の制約もあり、教材をご覧願えれば説明を要しないであろうと思われるところは端折らせて貰いました。ぜひ後日ご精読下さるようお願いします。それでご不審な個所は、逐次ご質問の上、この業界憲法に更にさらになじませ、全建設業関係者が一層これを尊重・遵守されることを通して、業界が益々たくましく発展することを祈念して止ませません。

改善のたゆまぬ努力に助成金
である認められる手形を交付することによって、下請負人の利益を不当に害すること。
⑥ 自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結すること。
⑦ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減らすこと。
⑧ 下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させることによって、その利益を害すること。

⑨ 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部もしくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部もしくは一部を支払わせることによって、下請負人の利益を不当に害すること。
⑩ 元請負人が前記①から⑨までに掲げる行為をした場合に、当該元請負人がその事実を公正取引委員会、建設大臣、中小企業庁長官又は都道府県知事に知らせたことを理由として、下請負人に対し、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
即ち、この認定基準は、建設業法の下請取引に対する独禁法の不正な取引方法一般指定を補完して、その解釈運用を具体的に定めるものであり、これによ

て業法における下請負人の保護規定と、独禁法における優越的地位乱用行為の防止規定との関連が明確化され、これを公表することにによって業界に対するガイドラインとしたといえます。おおよそ製造業と建設業とは、その営業形態および慣習等も全然異なるので、規制の内容も当然異なるべきもので、いわゆる下請代金の支払遅延防止法（製造業者等に適用）と本認定基準（建設業者に適用）との間には大巾な相違のあることに気付かれる筈です。
四、具体的な運用—行政上の救済—
公取委が違反行為について審査や予備調査を開始するには、おおよそ次の経路がある。

自由競争と消費者の利益保護

行政機関とは異なり、法律又は経済の専門家から構成する合議制の機関、いわゆる行政委員会とされており、また

た機能的にも、行政的機能のほか、独禁法上の事件の処理を裁判手続に準じた審判手続により行う準司法的機能及び事件の処理手続等に関する規制の制定や、不正な取引方法の指定を行う準立法的功能も与えられています。

なる利用
即ち、右項の保障によって事業の支配力の過度の集中、競争の実質的制限や公正な競争の阻害を取り除くことにより、自由な企業存在と有効な競争を確保し、自由経済社会の長所を生かすことにより、経済の民主的な発達、消費者の利益を守ろうとするのが目的であります。

下請代金支払などで救済措置
③ 請負代金の出来高部分に於ける支払又は工事完成後に於ける支払を受けたときに、当該支払を受けた元請負人が当該建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来高に於ける割合及び当該下請負人が施工した出来高部分に相応する下請代金を、正当な理由がないのに、当該元請負人が当該建設工事を施工した下請負人に対して、前記②の申し出の日（特約がなされている場合は、その一定の日）から起算して五十日以内に支払わないこと。
⑤ 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約）における請負人が特定建設業者又は資本金額が一

千円以上の法人であるものを除く。後記五において同じ）における下請代金を、正当な理由がないのに、前記②の申し出の日（特約がなされている場合は、その一定の日）から起算して五十日以内に支払わないこと。
⑤ 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約）における請負人が特定建設業者又は資本金額が一

⑨ 注文した建設工事に必要な資材を自己から購入させた場合に、正当な理由がないのに、当該資材を用いる建設工事に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該資材の対価の全部もしくは一部を控除し、又は当該資材の対価の全部もしくは一部を支払わせることによって、下請負人の利益を不当に害すること。
⑩ 元請負人が前記①から⑨までに掲げる行為をした場合に、当該元請負人がその事実を公正取引委員会、建設大臣、中小企業庁長官又は都道府県知事に知らせたことを理由として、下請負人に対し、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
即ち、この認定基準は、建設業法の下請取引に対する独禁法の不正な取引方法一般指定を補完して、その解釈運用を具体的に定めるものであり、これによ

① 一般人からの申告
② 職権探知
③ 検事総長からの通知
④ 中小企業庁長官からの報告
この中でも①は特に大切な端緒であります。
独禁法に違反する事実があると思ふときは、誰でも公取委にその事実を明確に報告し、措置を求めることができることに定められています。
五、むすび
以上の通り万が一違反事件が発生の際は、独禁法（公取委）による行政救済の途は備わってはいませんが、前記建設業法のご研究により、同法においても建設工事の請負契約に関する紛争を簡易、迅速又専門的に解決する有効適切な制度が講ぜられていることをご承知になられたことをご希望いたします。

溪流の女王アマゴ(アマノウオ)。あの華麗にして、美しい清く夏なお冷めたい水面に抜き上げ、あのあざやかな朱色の斑点のあるパールマークが目飛び込んでくる時の、何ものにも代えがたいあの感動の虜(トリコ)になって約十五年。

山の奥深くの溪流に生息するこの魚は、ビワマスが陸封されたものといわれます。山女魚(ヤマメ)朱色の斑点がない)もこの溪流に住み、さらに上流にイワナ(天然記念物)が生息します。但しイワナはどの源流にもいるというものはありません。アマゴは非常に神経質な魚で、水面に影を映さず、岩陰等に体をかくし、静かに釣ります。また足で釣る魚といわれるように、溪流をかなり歩かなくてはなりません。それも弁当等の入ったリユックを背負い、股まであるゴム長を履いてです。

釣り方はエサ釣り(毛針釣り(テンカラ))に大別されます。エサは川虫、イク

溪流釣り

南 良夫

アマゴの姿勢し、ブツ切りの酢物、サシ、塩焼き、干物、アマゴ酒……自然を愛でながら、この谷での美しい姿にお目にかかるか? 期待と不安で出す竿に、今年もあの手応えが伝わってくるように正月早々胸をはずませていきます。

(サンコー工業(株)社長)

年頭宿酔の雑感

住田 隆

元旦はまことに麗らかな天候だった。当組合にはゴルフ愛好者が多いが、おそらく、今冬は毎日こんな日でありたいと誰もが願ったことであろう。

両戸を開け、明るい寝床で新聞雑誌などを手当たり次第に読みちらした。激動、混迷の時代、大地震の話、ソ連が攻めてくるなど小説よりはるかにおもしろい。ある週刊誌を僕はひそかにパニック誌と呼んでいる。この雑誌は、狼少年、センモンのように、何年前にもはドルが百円になる、大地震が何月に起きると大ボラを吹いていた。この雑誌

委員会だより

新年の計の実行を

有利な小規模企業共済

厚生 教育 委員会から

掛金が全額所得控除で節税になる貯金があったらどんなに有利だろうか。そんなウマイ話があればお目にかかるたいと誰もが思うはずですが、ところが十二年前から実施されていることをご存じでしょうか。

先日の新聞にも出ましたように、昨年あたりから加入が急増したそうです。

国営のために宣伝も少々不足気味ですが、中小企業経営者のための退職積立金制度(正確には小規模企業共済)がそれなのです。

大企業には認められぬ私共だけの特権であります。もし、まだ加入しておられぬ場合は、この機会に是非一度ご研究だけでもされるよう、次のようにご案内致します。

- ① 中小企業の役員(取締役や監査役)又は個人事業主は誰でも無条件で加入できる。事業の種類、内容も自由。
- ② 掛金は一ヶ月当り三万円まで契約できる。(分割掛付け自由)
- ③ 掛金は全額年末調整で所得控除になるから大きな節税となる。
- ④ 老後に受取る積立金は退職所得扱いだから税金は僅か。
- ⑤ 保険でないから健康なだけでなく、手続きはとも簡単。
- ⑥ 運営は政府。不時の場合、掛金内で一時借入れも可能。

とにかく節税分が(三〇)とに



住田氏の撮した伏見神社の年頭風景

スクラップ情報

恒例関係大臣の年頭所信から

【斉藤建設大臣】建設産業等の振興については、建設業の健全な発展と工事の適正な施工に資するため、元請・下請関係の合理化、標準請負契約約款の改正、建設業許可基準の改正、中小建設業者の受注機会の確保、又その組織化・共同化、金融の円滑化、経営の改善指導等を積極的に推進、併せて今後ますます建設業は量から質へ移行することに即応して工事の発注のシステム改善を進める。

【田中通産大臣】中小企業の課題としては、活力ある企業への育成です。昨今の景気のかげりは、とくに中小企業に色濃く現れてお

り、中長期的には、エネルギーコストの上昇、国際化の進展、国民ニーズの多様化、地域社会における役割の増大など、環境は激変していることを承知している。従って中小企業が活力ある多数として、わが国経済の発展の基盤となり、健全に成長を遂げるために中小企業大学の拡充など、フットな経営資源の充実、市場産業対策の推進、海外投資の円滑化に努める一方、資金調達の強化もはかる。

◎国際化の中のニッポン
今、アメリカが直面している重要問題は、車の輸入を制限するかどうかというようなことではない。強い産業を持って、再び世界のリーダーとしての役割りを

の自信をもってお勧め申し上げます。

年があらたまり、いろいろと策を練っておられることと存じます。新年の計は正月にありと、今年の計画の中にぜひ、この掛金契約をお加え願えますよう。

(教厚委員長)

日本に防衛力を提供したり、ヨーロッパの防衛を肩代りするなどではいらぬはずだ。(米国防務省長)

○……………○
日本の労働者は病気のときに年次休暇をとり治療する。だから日本では統計上病欠が少いのだ。従って日本人がドイツ人より勤勉だというのは当たらない。ドイツ人より長時間働かねばやってゆけぬだけだ。

更に気の毒なことは、定年後も年金が貰えるまでの数年間は、多くの人は食いつながなくてはならない。日本の労働者はずいぶん重い負担を背負わされてお

り、労働福祉についてはあと一歩と言わなければならない。(西ドイツ労働総同盟委員長)

○……………○
兎小屋に住む働き中毒人種(日本人)は、自分の家庭生活の向上を犠牲にして、大量生産に夢中になって欧州市場を荒らし廻っている。すべてが労働の中に組み込まれた生活の日本だから、日本との生産競争はフェアではない。(ヨーロッパ)

人種的にも近く、文化的なルーツも似かよった日韓関係だが、コトあることにギクシャクするのは、両国の歴史に対する認識のズレの大きさにある。即ち日本人は、三十六年に及んだ韓国に対する植民地支配の歴史は、とうの昔に終わって過去のものと決めつけてしま、韓国人の心をあまりにも無視しているところに不幸が根源する。(韓国)

各種ダンパー・フランジ・空調吹出口
その他空調資材の御用命は是非当社へ

日伸工業株式会社
兵庫県相生市本郷町4番4号
TEL 工場 079172-5169

取扱品目
ダクト用消耗品・スパイラル・吹出口
その他空調機材の総合取扱商社

株式会社 二川商店
〒551 大阪市大正区小林東1丁目2-41
TEL 06-554-2690~2
411-4349 (但し夜間・早朝用)